

「令和5年度税制改正大綱対応版 会話でスッキリ 電帳法とインボイス制度のきほん」
 (令和5年3月20日 改訂版第1刷発行)において、P12、13に、下記赤字で示した部分を追加させていただきます。

税務研究会出版局



今では、スキャナ保存はスマホやデジカメで撮った画像データも対象になっているんだよ。請求書も僕みたいに会計ソフトで発行してる人も多いから PDF 取っておくだけでいいってわけ。

わー、それは楽ですね！



でも、データ保存のルールどおりにになっていないと、紙のときと同じで青色申告の取消になることもあるから、適当にやっちゃダメだよ。

そうですね。ところで、データで取っておかないといけないのは、電子取引だけということですか？
 データ保存が義務化されているところとされていないところが少しわかりづらいですね。



■保存すべき書類と電子帳簿保存法の関係性について整理しよう

ここで、P.8で確認した税務上、保存すべき帳簿や書類と電子帳簿保存法の関係を確認しましょう。税務上、保存すべき書類は国税関係帳簿、国税関係書類の2種類です。これらは、もともとは紙での保存についての規定です。電子帳簿保存法では、こうしたもともと紙で保存すべき書類を電子化できるとしたうえで、別途、データで受領したものについては、データ保存が義務化されたのです。

なお、自社の会計ソフト等によりデータで作成した請求書を送付した場合も「電子取引」に含まれますのでデータ保存します。

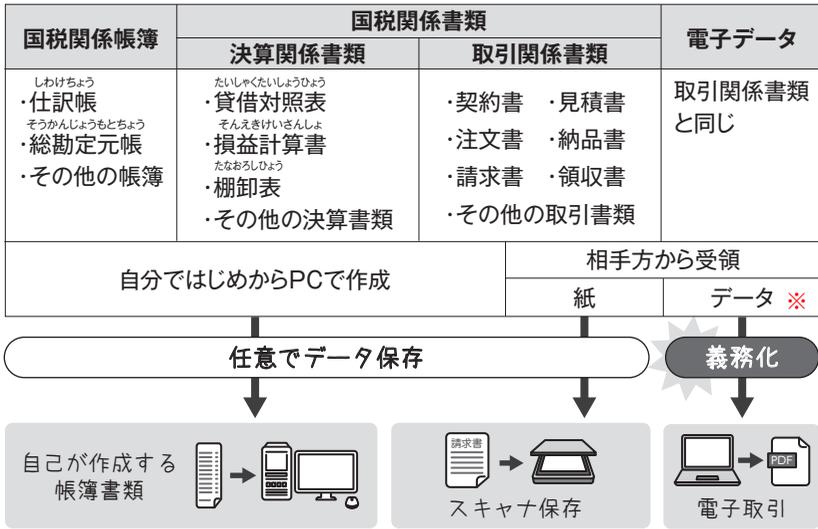


シバヤさん
独立したてのイラストレーター。
個人事業主。



ミナトくん
フリーランスのエンジニア。
紙の書類はなくしたい派。

データ保存



※ 自分で作成し、データ送信したのもの含む



電子取引に関しては、もともと請求書や領収書が紙で発行されていなかったわけだから、今まではわざわざ紙でプリントして取っておいたってことだし、そんなことしなくてもシンプルにフォルダに入れて取っておけばいいってだけだよ。

でも、そもそも紙で発行しなくても問題なかったんですか？
データだと印鑑も押されてないし・・・



■請求書や領収書の発行義務ってどうなっているの？

これまで、私たちは請求書や領収書は、押印があるものを紙でもらわないといけないものだと思っていました。でも、実際にはこうした書類の発行義務がある規定はなかったのです。

【追加情報】

(2023.4.19)

「令和5年度税制改正大綱対応版 会話がスッキリ 電帳法とインボイス制度のきほん」において、下記の情報を追加等させていただきます。

税務研究会出版局

(アンダーラインを付したところが、追加等された部分です。)

P.42 上から7行目

1日以後も紙での保存が認められます。→ 1日以後も検索要件にかかわらず保存が認められます。

P.98 上から7行目

…年度だけは… → …年度は…

P.104 下から5行目

■特例適用者は3種類の… → ■特例適用者は初年度は3種類の…

P.105 上から4行目

…選択できることとなります。

→ …選択できることとなります。ただし、一度「簡易課税制度選択届出書」の効力が生じた課税期間からは、原則課税は選ばませんので注意が必要です。

P.105 図中（令和7年4月1日から令和8年4月1日の間）

即時適用なし → 3パターン選択可

③…簡易課税（2年間） → ③…簡易課税（6年間）

なお、本文中の「80%控除の特例」を一般化している「2割特例」に表記を改めます。

（令和5年4月18日現在）